配当公告

石川県金沢市彦三町二丁目一番一〇号
破産者　株式会社真和

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十年(フ)第三四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二、六五七、八四九、〇二九円

一、配当することのできる金額
金五七、〇九九、一四二円

平成二十二年十月八日
石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階
破産管財人　久保　雅史

配当公告

福井県福井市米松一丁目八番二一号
破産者　株式会社エス・フィツトヨシオカ

右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年(フ)第三三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金二、一四一、一四一円
一般債権　金一一六、一二八、三一三円

一、配当することのできる金額
優先債権　金二、一四一、一四一円
一般債権　金一九、七四二、七四八円

平成二十二年十月八日
福井市大手三丁目一四番一二号
破産管財人　黒田外来彦

配当公告

福井県坂井市丸岡町玄女一八号七番地一
破産者　株式会社ノダコー

右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年(フ)第一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二一七、二〇三、七一二円

一、配当することのできる金額
（内優先債権　金一、一一六、五七〇円）
金三三、三四九、一四八円

（内優先債権額　金一、一一六、五七〇円）

平成二十二年十月八日
福井市春山一丁目九番三二号　ＹＫビル一階
破産管財人　川村　一司

配当公告

愛知県春日井市白山町三丁目一番地九
破産者　株式会社ＣＭＣ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年(フ)第三六九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することのできる債権の総額
金一五四、二九七、八五四円

一、配当することのできる金額
金四八、五四三、九一六円

平成二十二年十月八日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯＬＡ四階テミス綜合法律事務所
破産管財人　小林　和正

配当公告

大阪市福島区玉川四丁目九番一八号
破産者　株式会社丸共

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第七二三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六四八、〇五一、七四八円

一、配当することのできる金額
金八三、六三三、九〇二円

平成二十二年十月八日
大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階　南森町法律事務所
破産管財人弁護士　奥田　孝雄

配当公告

徳島県板野郡松茂町笹木野字八下三三番地一
破産者　平田　雅昭

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十一年(フ)第二四七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三四〇、六五七、二四一円

一、配当することのできる金額
金二、五四四、四二七円

平成二十二年十月八日
徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階
破産管財人　竹原　大輔

配当公告

徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓五〇番地
破産者　平田建設株式会社

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十一年(フ)第二四六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三八六、四一三、一〇六円

一、配当することのできる金額
金五六、六三九、九六〇円

平成二十二年十月八日
徳島市幸町三丁目一五番地伊藤ビル三階
破産管財人　竹原　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一条東七丁目一七番地、最後の住所札幌市東区北九条東九丁目三番五五号
被相続人　亡　南　ハルヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日
事務所　札幌市北区北六条西六丁目二番地二四第二山崎ビル五階
相続財産管理人　佐々木琢至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区上荻二丁目一三二番地、最後の住所埼玉県狭山市大字東三ツ木四番地の七エステートピア恵一〇一
被相続人　亡　川上　恒治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日
埼玉県狭山市富士見一丁目一〇番三五号ＬＧ狭山富士見七〇二
相続財産管理人　弁護士　町田冨士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県石川郡美川町字和波町カ二〇〇番地の一、最後の住所埼玉県所沢市小手指町二丁目一四一九番地の一シャトル鈴木二〇六
被相続人　亡　永崎　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日
埼玉県所沢市北秋津七二五―四ぱらどーる一階小林和恵法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　亮淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市平塚三四九五番地、最後の住所神奈川県平塚市錦町二二番一五号
被相続人　亡　横倉　正久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日
神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号
アオバビル　西湘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字飯山三一九五番地、最後の住所長野県飯山市大字飯山三〇六二番地
被相続人　亡　荻原　令子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日
長野県長野市青木島町大塚八六番地の二
相続財産管理人　柳澤　修嗣

第14期決算公告

平成22年10月8日　東京都港区西新橋二丁目4番2号

株式会社ＩＩＣパートナーズ

代表取締役　中村　義正

貸借対照表の要旨

（平成22年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	254,369	流動負債	72,717
固定資産	29,835	株主資本	211,487
		資本金	230,000
		資本剰余金	77,104
		その他資本剰余金	77,104
		利益剰余金	△28,640
		その他利益剰余金	△28,640
		（うち当期純損失）	(28,640)
		自己株式	△66,976
資産合計	284,205	負債・純資産合計	284,205